

認可外保育施設保育料補助金 よくある質問

Q1 利用している(予定の)施設が「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けているかわかりません。どのように確認できますか。

A1 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」は各都道府県が交付しています。証明書の交付状況は、施設が所在する各都道府県のホームページにてご確認ください。中央区内の施設であれば、東京都のホームページで確認することができます。

なお、児童相談所を設置している区または市に所在する保育施設等へは、各区市で証明書を交付しています。

Q2 利用施設が月の途中から「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けました。いつから補助金の対象になりますか。

A2 証明書の交付を受けた日が属する月から補助の対象になります。

Q3 企業主導型保育事業を利用しています。補助の対象になりますか。

A3 住民税課税世帯の場合、利用している企業主導型保育事業が「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けていれば補助の対象になります。ただし、住民税非課税世帯の場合、補助上限額が異なります。詳しくは区にお問い合わせください。

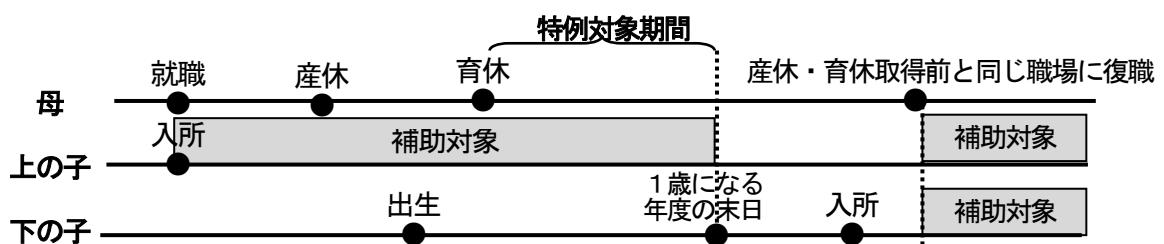
Q4 補助を受けている途中で仕事をやめた場合はどうなりますか。

A4 仕事をやめた場合は補助対象外になります。他の「保育を必要とする事由」に切り替える場合は、「中央区認可外保育施設保育料補助金申請内容変更届」および4ページの必要書類をご提出ください。

Q5 育児休業中でも補助を受けられる場合はありますか。

A5 あります。特例として、補助対象児童の下の子の産前産後休暇後に育児休業を取得する場合は、上の子について、最長で育児休業対象児童が1歳に達する年度の末日まで対象となります。

ただし、元の勤務先に復職予定で、産前休暇開始日の前日以前から上の子が継続して認可外保育施設に在籍している場合に限ります。復職後は、復職月中に「中央区認可外保育施設保育料補助金申請内容変更届」および復職日が記載された就労証明書をご提出ください。なお、育児休業中に疾病・介護などその他の事由が生じた場合は、区にご相談ください。



※例 下の子が令和6年9月1日生まれの場合、上の子については令和8年3月31日まで補助対象。

Q6 提出日を過ぎてしまいました。補助金の申請はできますか。

A6 年度の最終提出期限までは申請できます。必要書類をご提出ください。ただし、最終提出期限の時点で書類に不備がある場合は、補助金は交付されません。なるべくお早めにご提出ください。

Q7 中央区に最近転入してきました。いつから補助金の対象になりますか。

A7 転入日により異なります。(下表参照)

転入日	対象月
1日	当月から対象
2日以降	翌月から対象

Q8 中央区外へ転出します。引き続き同じ施設を利用しますが、補助金を受けられますか。

A8 転出日により異なります。(下表参照)

転出日	対象月
1日	前月まで対象
2日以降	当月まで対象

Q9 月の途中で入所・退所した場合、補助金の対象期間はどのようにになりますか。

A9 入所日・退所日により異なります。(下表参照)

	入所・退所日	対象月
入所	1日	当月から対象
	2日以降	翌月から対象
退所	1日	当月まで対象(保育料を払った場合に限り。)
	2日以降	

Q10 住民税非課税世帯に該当します。補助金の対象になりますか。

A10 住民税非課税世帯の場合、子育てのための施設等利用給付の対象になります。別途手続きください(7ページの二重線枠内参照)。ただし、企業主導型保育事業を利用している場合、本補助を一部受けられることがあります。詳しくは、区にお問い合わせください。

Q11 住民税課税世帯に該当します。認可外保育施設を利用する児童が0～2歳児クラスの第1子ですが、補助金の対象になりますか。

A11 第1子の児童は、補助対象外です。本補助金は申請できません。